

経済連携協定(EPA)原産地規則の概要

– TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAを中心に –



2019年6月

東京税関

総括原産地調査官

目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

- (1) 条件① EPA税率が設定されていること
- (2) 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること
 - ・「原産品」の要件
 - ・救済的規定
- (3) 積送基準(変更の禁止)
- (4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

II. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける特惠要求手続

- (1) 自己申告制度とは
- (2) 提出書類
- (3) 書類の保存
- (4) 自己申告制度に関するFAQ

III. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

IV. 最後に

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

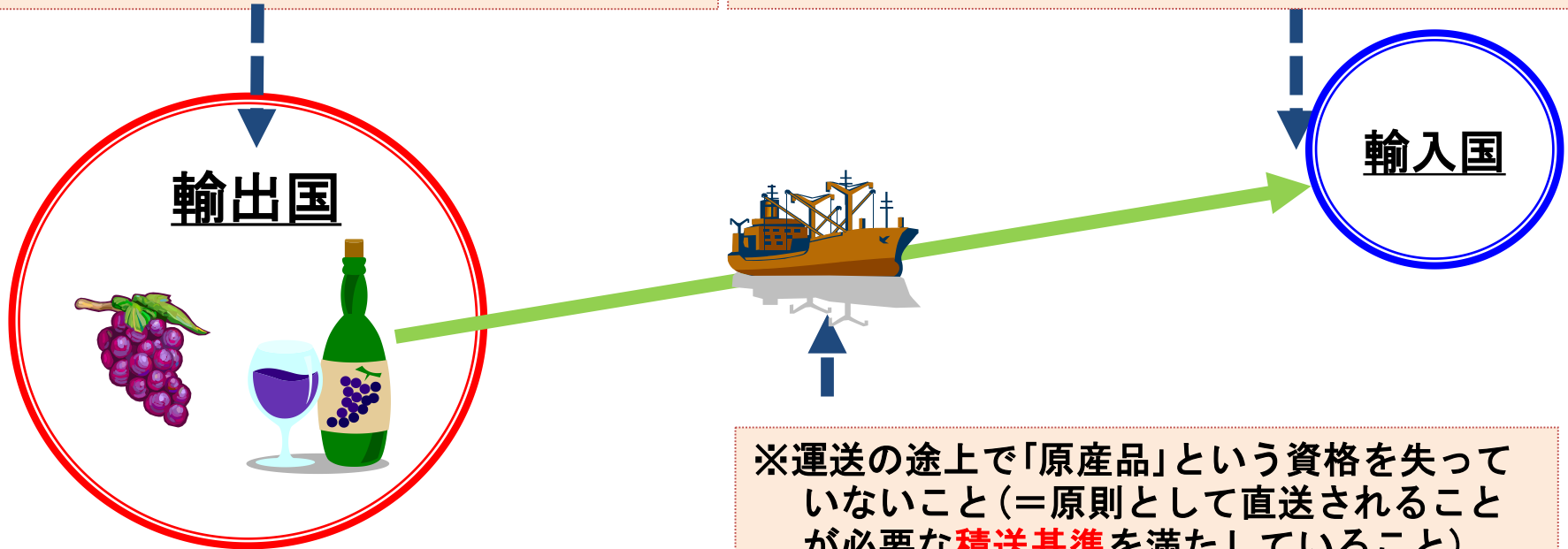
輸出入される産品に関し、**EPA税率が設定**されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、**「原産品」**であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③ 手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、**必要な手続き**を行うこと



(1) 条件① EPA税率が設定されていること

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

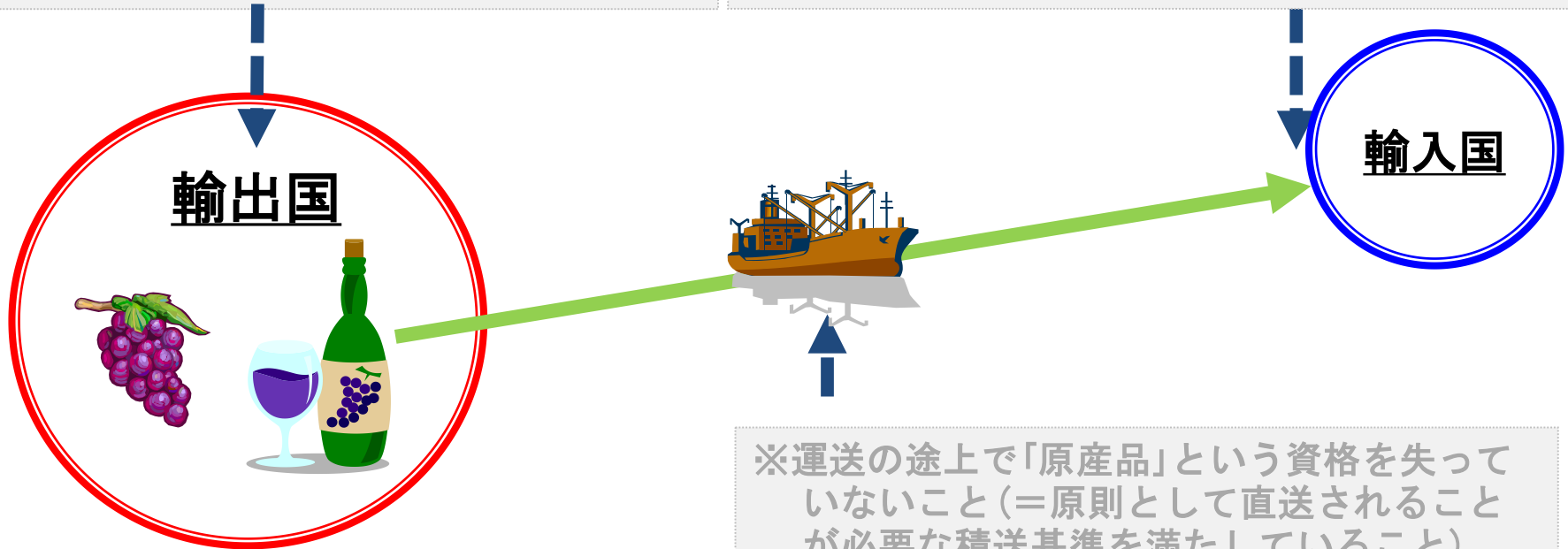
輸出入される産品に関し、**EPA税率が設定**されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(＝原産地基準を満たしていること)

条件③ 手続的要件

税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと



(1) 条件① EPA税率が設定されていること

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする製品の関税分類番号「**HS番号及び統計細分**」を確認



HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)・・・(例)第20類

項(4桁)・・・(例)第20.01項

号(6桁)・・・(例)第2001.10号

6桁以降は各国別の統計細分であり、
日本の場合は3桁で設定。
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を
統計番号という。

統計番号(9桁)・・・(例)2001.10-200

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10		きゅうり及びガーキン
	100	1 砂糖を加えたもの
	200	2 その他のもの
2001.90		その他のもの
		1 砂糖を加えたもの
	110	(1)パパイヤ、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
	120	(2)スイートコーン
	130	(3)ヤングコーンコブ
	140	(4)その他のもの
		2 その他のもの
	210	(1)パパイヤ、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ

(1) 条件① EPA税率が設定されていること

■ 手順2 EPA税率の確認

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。

(税関ウェブサイト 実行関税率表) <http://www.customs.go.jp/tariff/>

第4部 調製食品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

2019年4月1日現在

設定されていない品目があることに注意！！

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate								TPP11 (CPTPP)	欧州連合 EU
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia		
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分										
2001.10		きゅうり及びガーキン										
	100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	10%	10%
	200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2001.90		その他のもの										
		1 砂糖を加えたもの										
	110	(1)パパイア、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税		無税	無税	無税
	120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税		無税	7%	7%
	130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	3.2%		2.1%	無税	無税
	140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	無税	無税	無税	無税	無税
		2 その他のもの										
	210	(1)パパイア、ボボー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税	無税

(2) 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

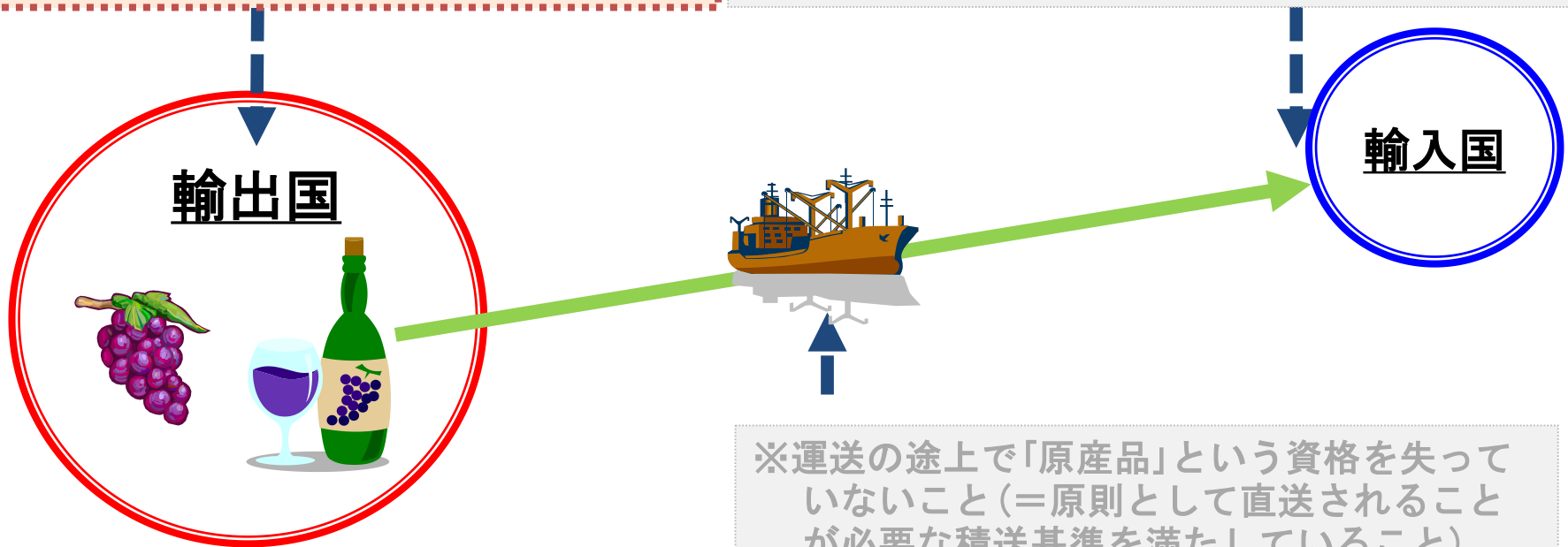
輸出入される産品に関し、EPA税率が設定されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③ 手続的要件

税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと



※運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

「原産品」とは？

ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

EU

EUから輸入されたワイン
といっても、材料や製造工
程に着目するといいろ
なものがありえる。

トルコ

EU

EPAによる特惠税率の対
象となる相手国のワイン
とは何かを決めておく必
要がある。

トルコ

EU

原産地基準を定め、原産
地基準を満たす「**原産品**」
のみをEPA税率適用の対
象とする。

「原産品」の要件

■ 日EU・EPA 第3.2条 原産品の要件

輸入側

輸出側

一方の締約国が他方の締約国の原産品に対する関税上の特惠待遇を第2・8条1の規定に従って適用するに当たり、次に掲げる産品は、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、他方の締約国の原産品とする。

(a) 次条に定めるところにより完全に得られ、又は生産される産品

完全生産品

(b) 他方の締約国の**原産材料**のみから生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料**を使用して生産される産品であって、附属書3-B に定める全ての関連する要件を満たすもの

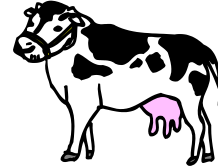
実質的変更基準を満たす産品

(a) 完全生産品

日EU・EPA第3.3条



(a) 当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品(穀物、野菜等)



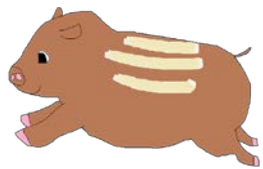
(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの(家畜等)



(c) 生きている動物(当該締約国において成育されたもの)から得られる産品(牛乳、卵等)



(d) とさつされた動物(当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの)から得られる産品(牛肉等)



(e) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲野生動物等)



(f) 当該締約国において養殖により得られる産品(養殖魚等)



(g) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a) から(f)までに規定するものを除く。)
(原油等)



(h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物(公海で捕獲した魚等)

(i) ~ (l) 略

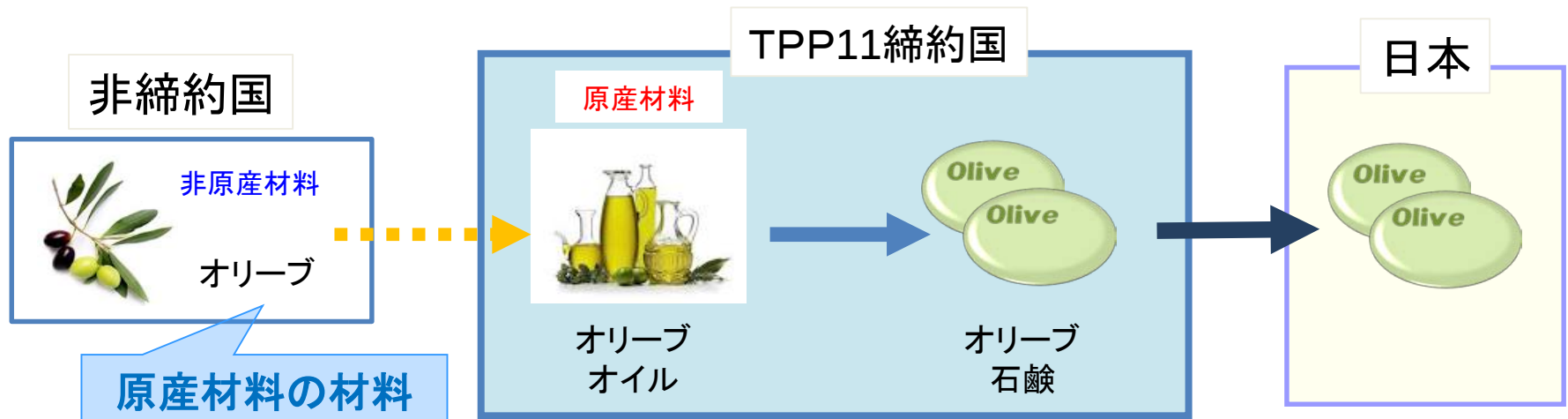
(b) 原産材料のみから生産される産品

締約国(※)の**原産材料**のみから生産される産品のこと。

※締約国の範囲は協定によって異なる。

生産に使用される材料はすべて原産材料。個々の材料は、遡れば
第三国の材料(**非原産材料**)である場合もある。

(例) TPP11締約国で製造するオリーブ石鹸



【用語解説】原産地規則における「材料」

原産材料

EPAの原産地基準を満たして**原産品**となった**材料**

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・実質的変更基準を満たす産品

非原産材料

■日EU・EPA 第3.1条(f)

この章の規定に従って**原産品とされない材料**(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)をいう。

例えば、

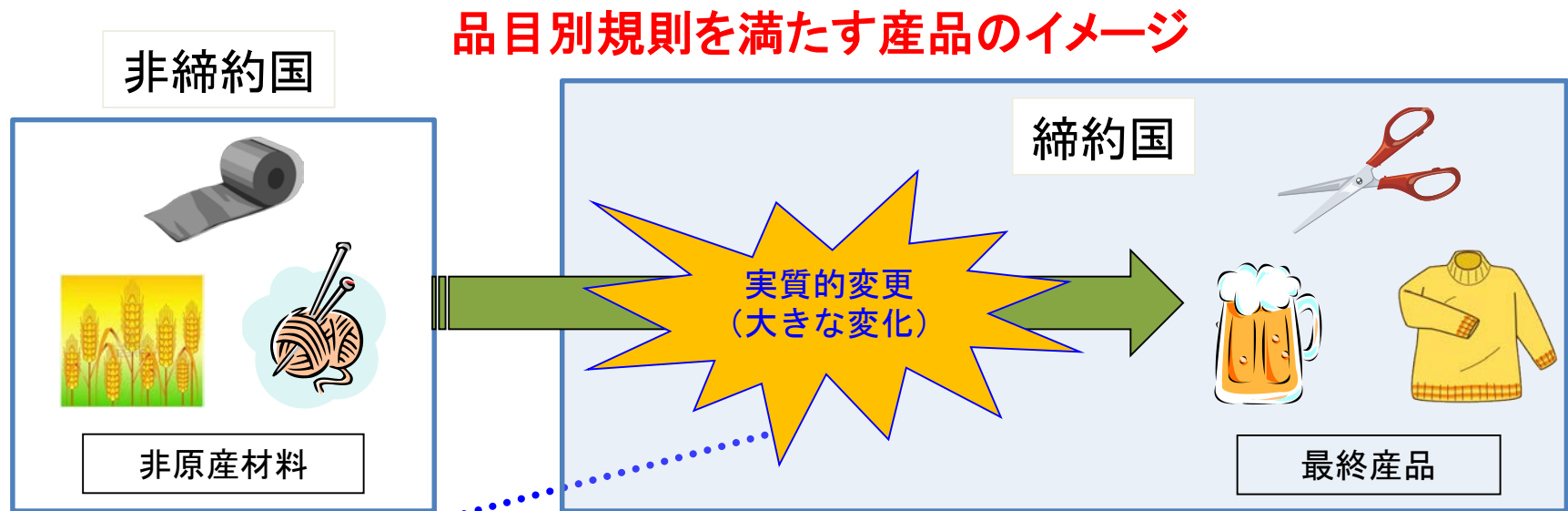
- ・締約国(※)外から調達した材料
- ・締約国内で生産していても、EPAの原産地基準(品目別規則、積送基準等)を満たさない、又は満たしているか不明な材料

※締約国の範囲は協定によって異なる。

(c) 実質的変更基準を満たす産品（品目別規則(PSR)を満たす産品）

非原産材料を使用している、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を原産品と認めるもの。

品目別規則(PSR)には、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。



この「**大きな変化**」を「**実質的変更**」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。

実質的変更基準

材料(一次材料)に**非原産材料**を使用する場合の実質的変更基準には以下の3類型がある。

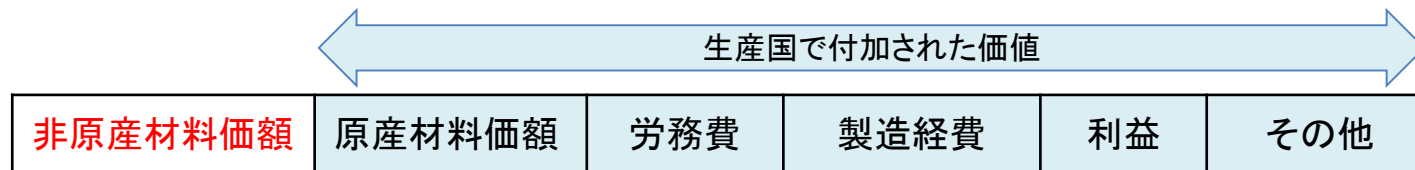
① 関税分類変更基準

全ての非原産材料と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準
～日EU・EPAにおける例～

類(2桁)の変更...第20.01項のキュウリの酢漬け	: 第20類以外の非原産材料からの製造は認められる
項(4桁)の変更...第21.04項のスープ	: 第21.04項以外の非原産材料からの製造は認められる
号(6桁)の変更...第2103.90号のマヨネーズ	: 第2103.90号以外の非原産材料からの製造は認められる

② 付加価値基準

生産国で付加された価値が、一定の割合以上であれば、実質的変更があったとする基準



③ 加工工程基準

非原産材料に特定の加工工程が施されれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、各EPAの「**品目別規則**」に規定されている。

一五・九〇	混合植物性油（更に加工されたものを除く。）	その他の産品
	CC	CTH

（ HS 番号 ） （ 要件 ）

品目別規則(PSR)

非原産材料が使用されている製品について、その国の**原産品**として認められるために必要な**要件(※)**をHS番号毎に具体的に表したものの。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと。

※日EU・EPA品目別規則に記載される関税分類変更基準の略号

CC (Change of Chapter) 類(2桁)の変更
CTH (Change of Tariff Heading) 項(4桁)の変更
CTSH (Change of Tariff Subheading) 号(6桁)の変更

品目にどのような要件を設定するかは、EPA毎の交渉により決定される。

☞ 同一のHSに該当する品目であってもEPA毎に異なる要件が設定される。

累積 ①

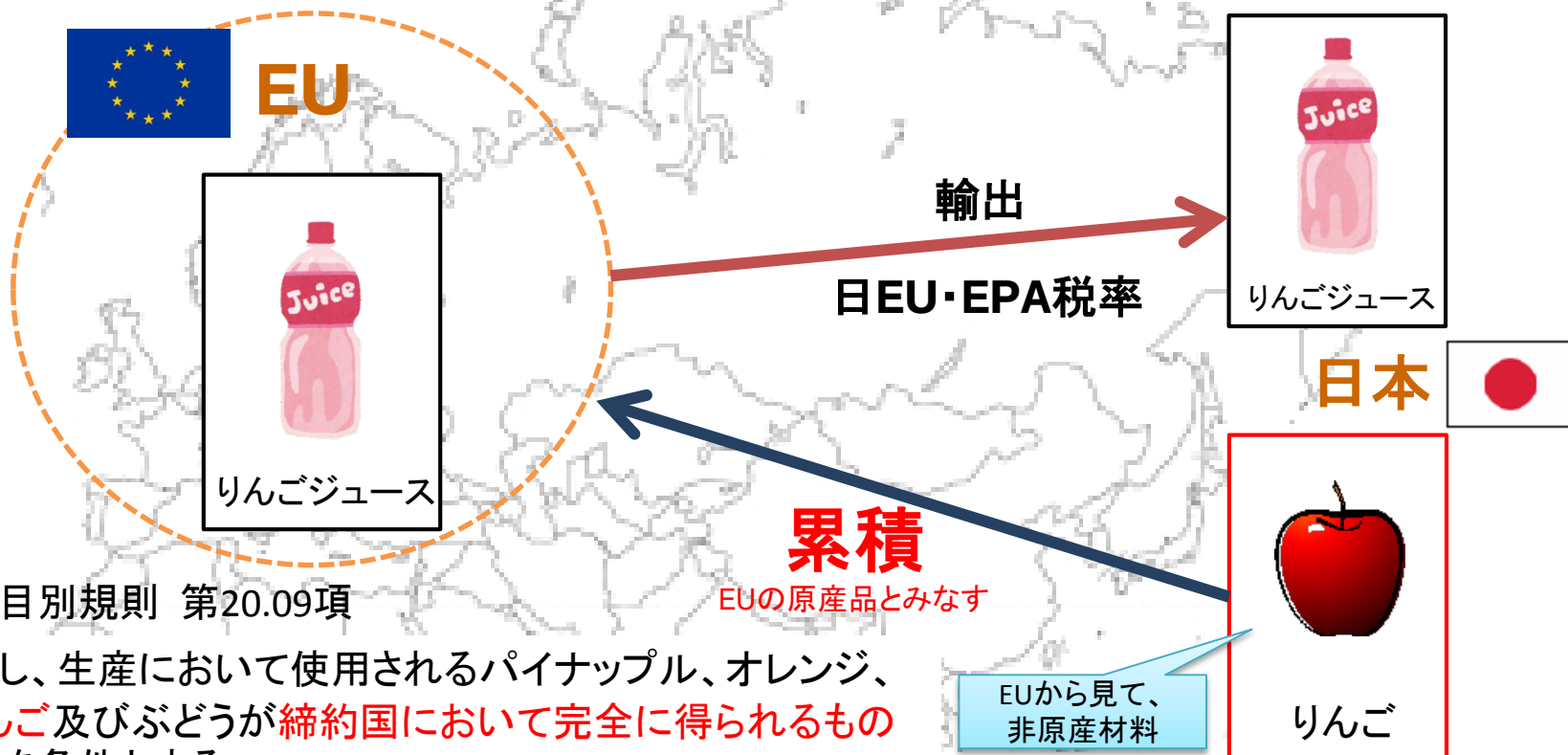
他の締約国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、産品の原産性の判断の際に考慮することができるというルール。

原産品の資格を獲得し易くなるというメリットがある。

モノの累積

■日EU・EPA 第3.5条 累積

1 一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。



【例】

日EU・EPA品目別規則 第20.09項

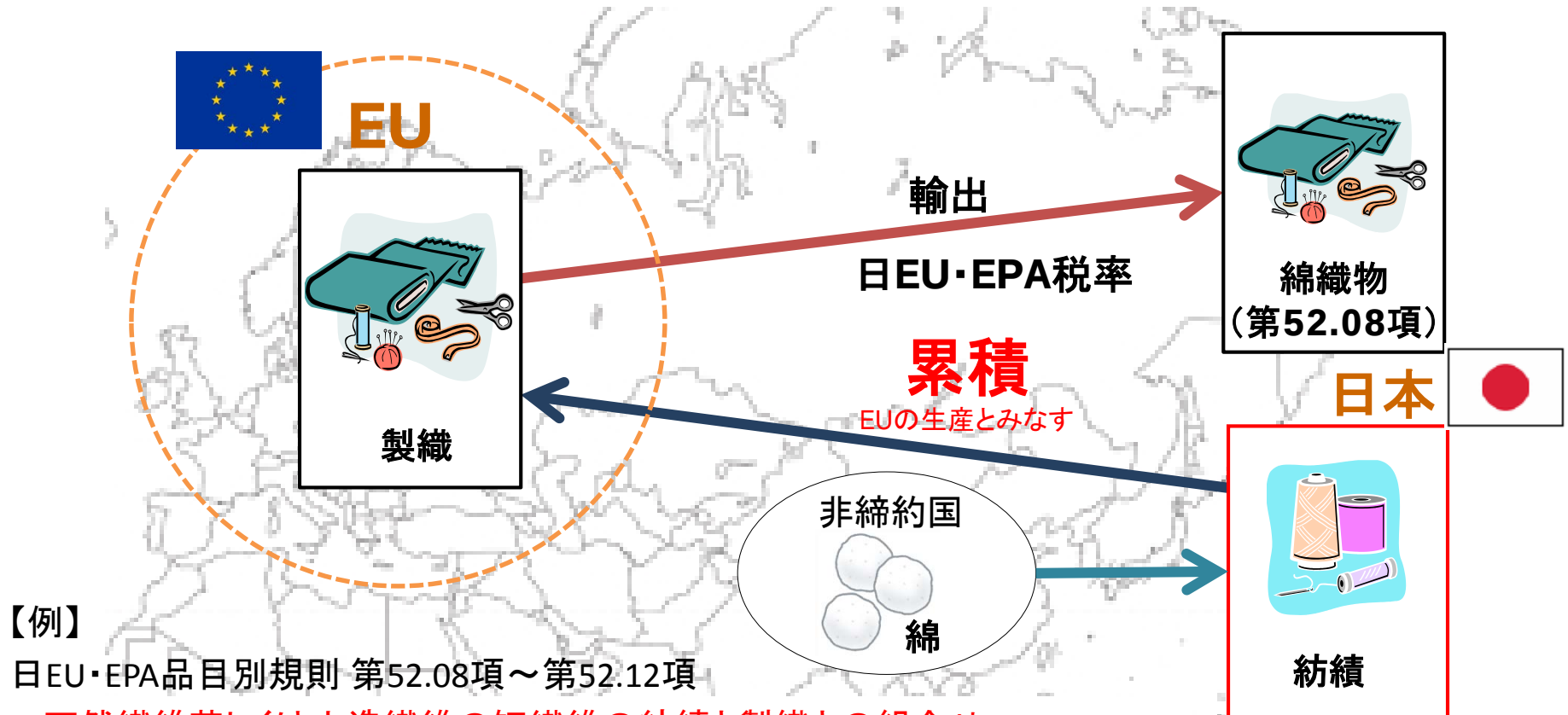
CTH。ただし、生産において使用されるパイナップル、オレンジ、トマト、りんご及びぶどうが締約国において完全に得られるものであることを条件とする。

累積 ②

生産行為の累積① 加工工程基準の例

■日EU・EPA 第3.5条 累積

2 一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。



【例】

日EU・EPA品目別規則 第52.08項～第52.12項

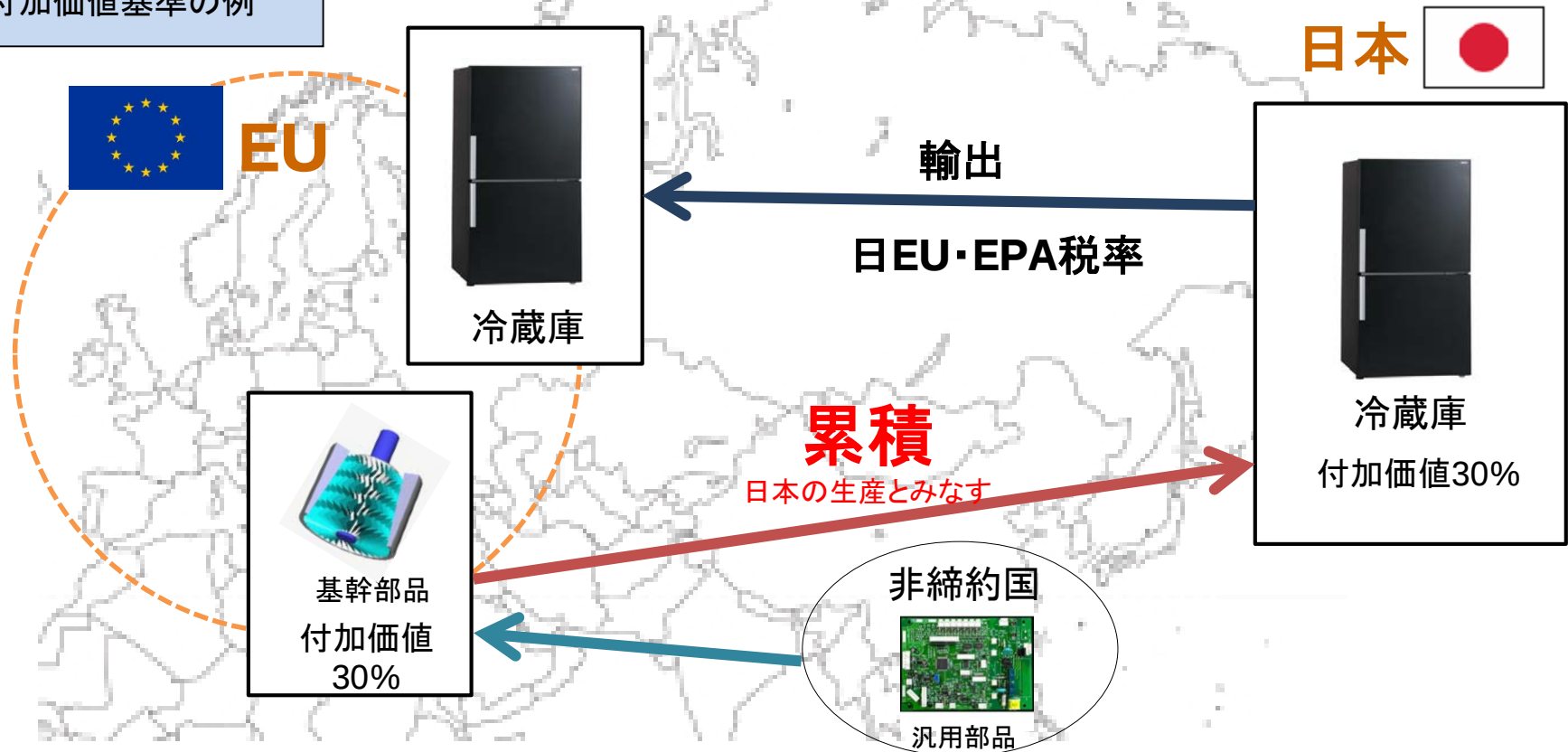
天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織との組合せ、
人造繊維の長繊維の糸の押出しと製織との組合せ、
ねん糸若しくは機械による作業と製織との組合せ、(以下略)

累積 ③

生産行為の累積② 付加価値基準の例

【例】

原産地規則が「付加価値55%」の場合(数値・図はイメージ)



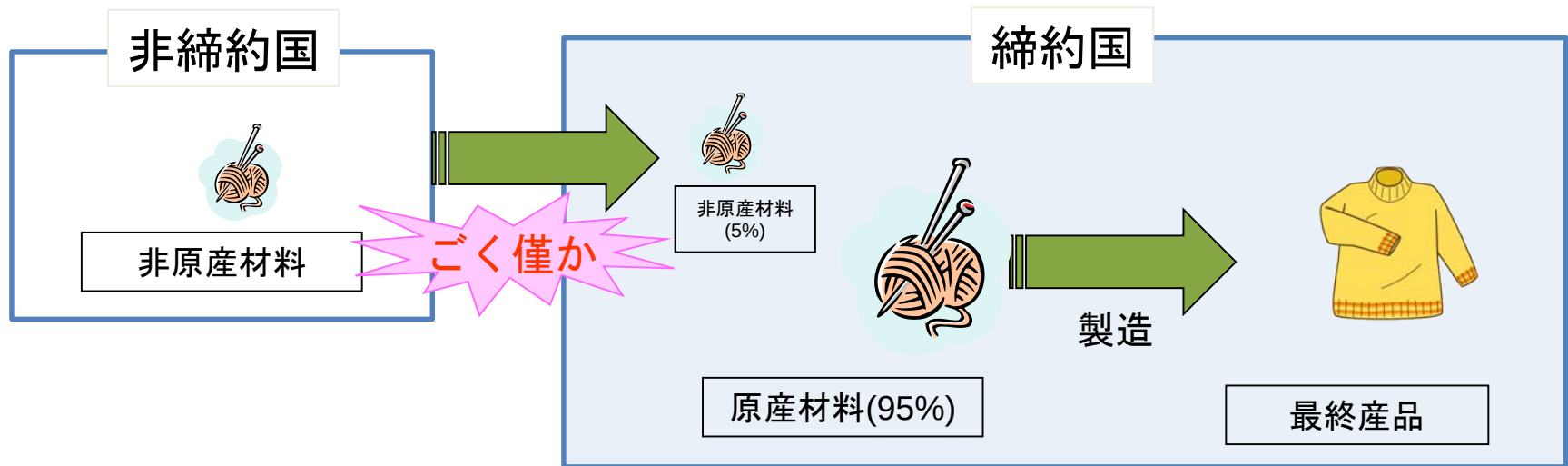
累積ルールがない場合には、日本の付加価値が30%であるため「付加価値55%」を満たせないが、完全累積制度があれば、EUで生産された部品がEU原産品とならなくても、EUで付加された価値30%の足し上げが可能。これにより日本の付加価値30%と合わせ付加価値60%となり、原産品として認められる。

TPP11及び日EU・EPAにおいては「完全累積制度」が採用されている。

デミニミス(僅少の非原産材料)／トレランス(許容限度)

非原産材料を使用している、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるというルール。

僅少の非原産材料・許容限度のイメージ



僅少の非原産材料・許容限度の基準は、協定毎に異なる。

TPP11

デミニミス(僅少の非原産材料)

【基準】関税分類変更基準が適用される產品にのみ適用され、原則として產品の価額の10%以下
ただし、繊維製品の場合、原則として当該產品の重量の10%以下

例外: TPP11原産地規則章附属書Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

以下のものには、僅少の非原産材料の規定は適用されない。

- (a) 第4類の非原産材料又は第1901.90号若しくは第2106.90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、第4類の產品(第0402.10号、第0402.21号、第0402.29号及び第0406.30号(注)の產品を除く。)の生産において使用されるもの

(注)第0402.10号から第0402.29号までの各号の粉乳又は第0406.30号のプロセスチーズで、第3.11条の僅少の非原産材料の規定を適用した結果原産品としての資格を得るものを使う場合は、原産材料とする。

- (b) 第4類の非原産材料又は第1901.90号の原産品でない酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)であって、次のいずれかに掲げる產品の生産において使用されるもの

- (1) 第1901.10号の育児食用の調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
- (2) 第1901.20号の混合物及び練り生地(乳脂肪の含有量が全重量の25%を超えるものに限る。小売用にしたものを除く。)
- (3) 第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)
- (4) 第21.05項の產品、第2202.90号の飲料(ミルクを含有するものに限る。)
- (5) 第2309.90号の飼料(乳固形分の含有量が全重量の10%を超えるものに限る。)

- (c) 第08.05項又は第2009.11号から第2009.39号までの各号の非原産材料であって、第2009.11号から第2009.39号までの各号の產品の生産において使用されるもの又は第2106.90号若しくは第2202.90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたものに限る。濃縮したものかどうかを問わない。)に使用されるもの

- (d) 第15類の非原産材料であって、第15.07項、第15.08項、第15.12項又は第15.14項の產品の生産において使用されるもの

- (e) 第8類又は第20類の原産品でない桃、梨又はあんずであって、第20.08項の產品の生産において使用されるもの

日EU・EPA

トレランス(許容限度)

【基準】

- 第1類から第49類、第64類から第97類の產品の場合には、原則として產品の価額の10%以内。
- 第50類から第63類の繊維製品の場合には、上記許容限度とは別に価格ベースと重量ベースの許容限度が規定されている(22～23頁参照)。
- 許容限度の基準は、完全に得られる產品には適用されない。しかし、品目別規則で、使用される材料が完全に得られる產品であると規定されている場合は、許容限度の基準は適用される。
- 品目別規則に当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。(品目別規則上の許容限度(例: 產品の価額の15%以内)と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。)
- 通則3(b)又は3(c)の規定に従って関税分類が決定されるセットであって、原産品である構成要素及び非原産品である構成要素から成る場合には、產品の価額の15%以内

日EU・EPA

トレランス(許容限度) 繊維製品 ①

二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品【附属書3A 注釈7】

※「二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品」とは、産品全体で2種類以上の紡織用繊維を含む産品のことであり、複数の生地を使用している産品について、生地毎に2種類以上の紡織用繊維を含んでいる必要はない。

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)

原則

非原産の基本的な紡織用繊維の重量

基本的な紡織用繊維の総重量

≤10%であれば

品目別規則を満たしているか考慮なくてよい。

例外

- ◆ 「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸(ジンプヤーンであるかないかを問わない)」を含む産品の許容限度は20%以内(そのうち、その他の非原産材料は10%が上限。)
- ◆ 「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムの芯(アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。)から成るストリップであって、幅が五ミリメートル以下のもののうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間に挟まれたもの」を含む産品の許容限度は30%以内(そのうち、その他の非原産材料は10%が上限。)
- ◆ 第51.06項から第51.10項(毛糸)、第52.04項から第52.07項(綿糸)の産品については、産品の総重量の40%まで非原産の人造繊維を紡績の工程で使用する事ができる。
- ◆ 注釈7の対象物品のうち、当該注釈を満たさない産品については、注釈8-1を満たす場合には原産品と認められる。

日EU・EPA

トレランス(許容限度) 繊維製品②

特定の紡織用繊維を用いた産品【附属書3A 注釈8】

※注釈8－1が対象としている品目は、英文協定上“a made-up textile product”であることから、品目別規則上「製品にすること(“making-up”)」が要件とされている 第61 類、第62 類及び第63 類第1節(第63.01 項から第63.06 項)である。

原産地規則解釈例規(平成26年6月13日 財関第598号)

原則

非原産材料(※)の価額

産品のEXW又はFOB価額

≤8%であれば

品目別規則を満たしているか考慮なくてよい。

※非原産材料は産品と同じ項に属していないことを条件とする。

例外

- ◆ 注釈8第1項を適用し価格ベースでの許容限度を考慮する場合、裏地及び芯地は原産材料でなければならない。
- ◆ 産品に2種類以上の基本的な紡織用繊維を使用していれば、注釈7の適用も可能。
- ◆ 第61類から第63類までの産品の生産において、第50類から第63類に分類されない非原産材料の使用に制限はない。

ただし、品目別規則について非原産材料の最大限の割合(価額に基づくもの)により付加価値基準を算出する際には、第50類から第63類までに分類されない非原産材料の価額も含む。

(3) 積送基準（変更の禁止）

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

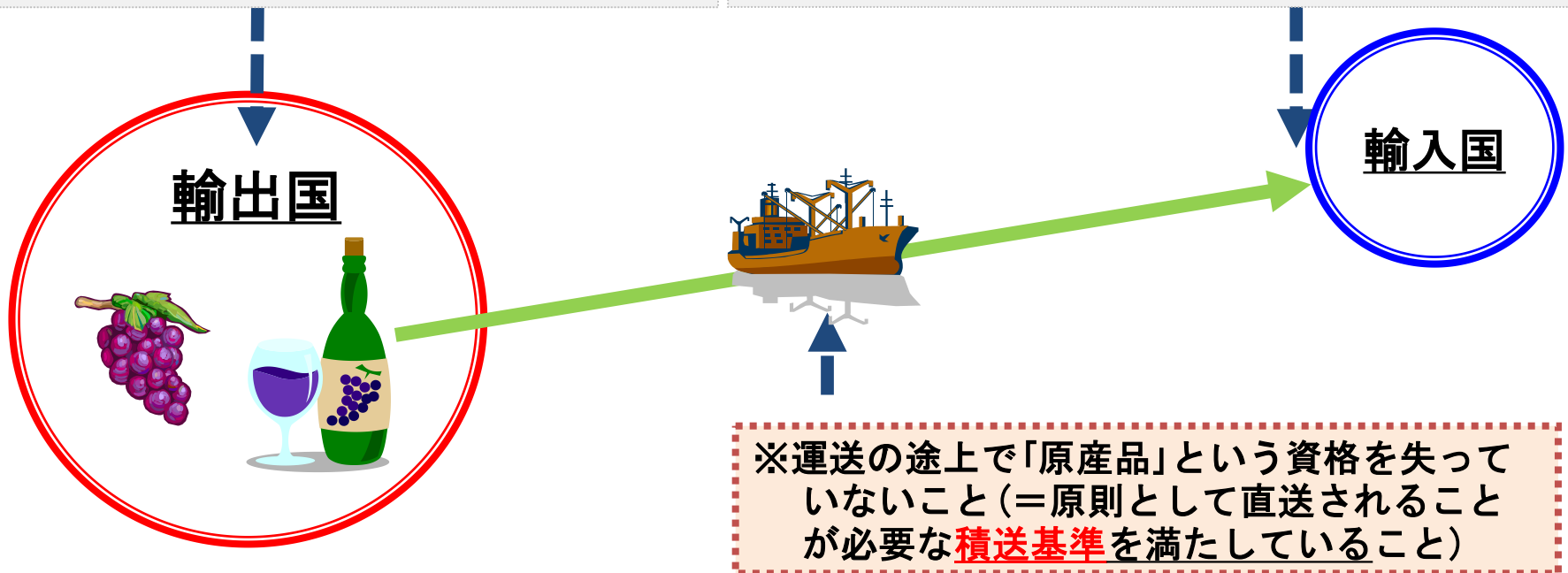
輸出入される産品に関し、EPA税率が設定されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること（＝原産地基準を満たしていること）

条件③ 手続的要件

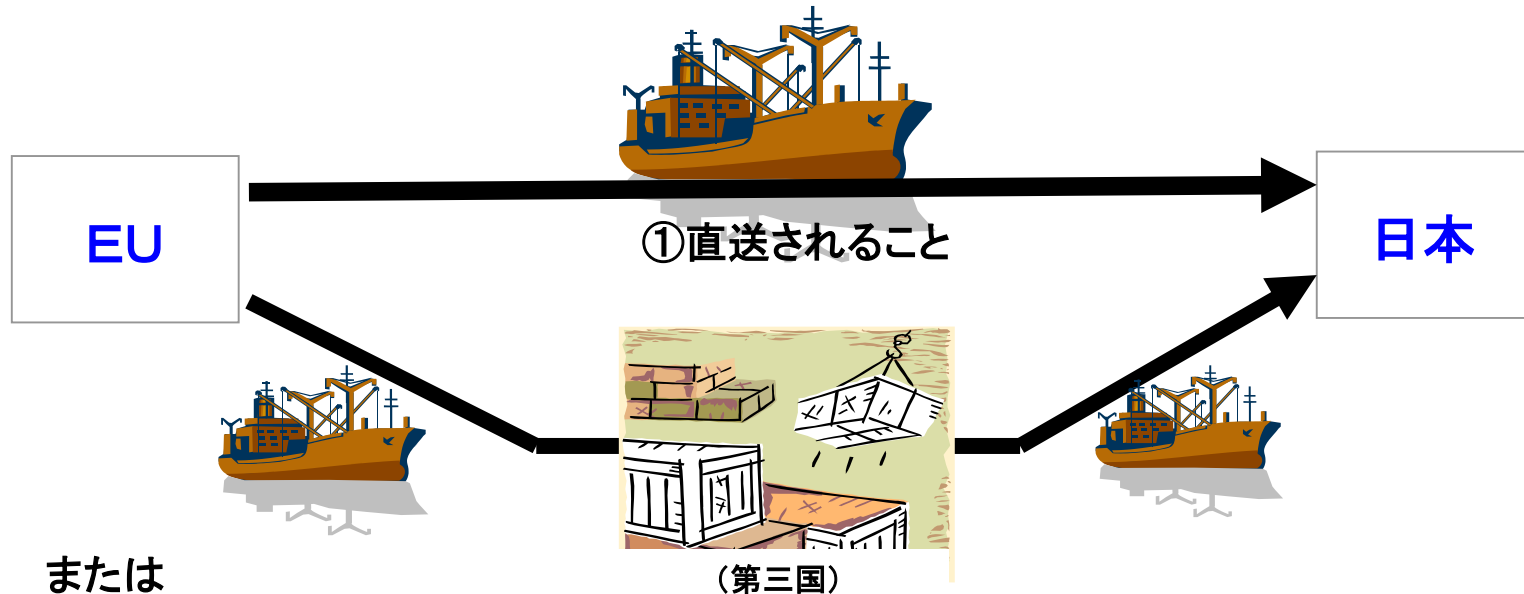
税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと



積送基準(変更の禁止)

一方の締約国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続き原産品と認められる。

以下の①②いずれかの条件を満たす場合、産品は引き続き原産品と認められる。



② 第三国を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

(4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

EPA税率の適用条件

条件① EPA税率

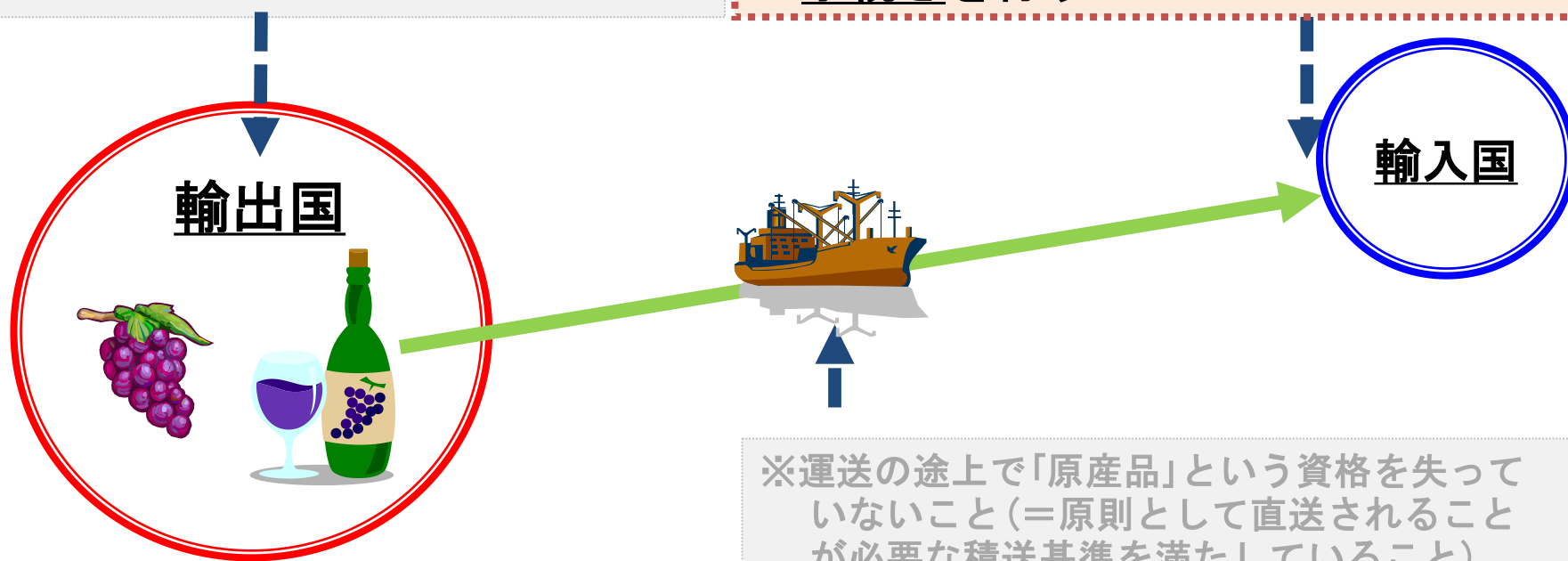
輸出入される産品に関し、EPA税率が設定されていること

条件② 原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③ 手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、必要な手続を行うこと

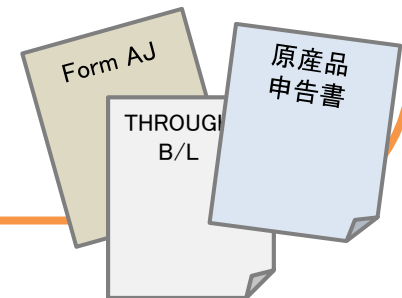


税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



(4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

原産地証明手続の種類

輸入される産品が原産地基準を満たす原産品であることを税関に証明する方法 (原産地証明手続)には以下の3種類が存在する。

① 自己申告制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産品申告書等**
…輸入者等が自ら作成する「輸入貨物が原産品である」旨の申告書
- 日オーストラリアEPA(②と併用)、**TPP11及び日EU・EPA**で採用。

② 第三者証明制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産地証明書**
…輸出国の商工会議所等の公的機関が発行する原産地証明書
- TPP11及び日EU・EPAを除く、締結済のすべてのEPAで採用。

③ 認定輸出者による自己証明制度

- 原産品であることを証明する書類：**原産地申告**
…輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
- 日メキシコ、日スイス、日ペルーEPAで採用(いずれも②と併用)。

目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

- (1) 条件① EPA税率が設定されていること
- (2) 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること
 - ・「原産品」の要件
 - ・救済的規定
- (3) 積送基準(変更の禁止)
- (4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

II. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける特惠要求手続

- (1) 自己申告制度とは
- (2) 提出書類
- (3) 書類の保存
- (4) 自己申告制度に関するFAQ

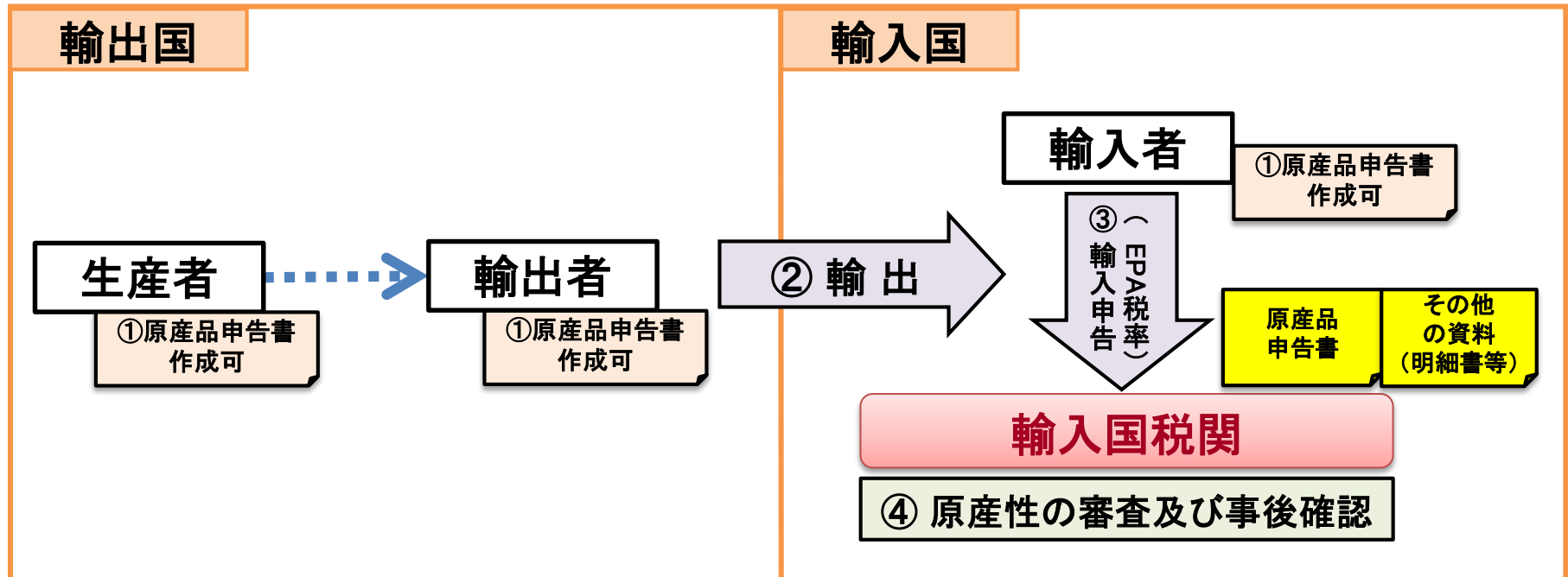
III. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

IV. 最後に

(1) 自己申告制度とは

自己申告制度とは

- 貨物の輸入者、輸出者又は生産者自らが、原産品申告書(当該貨物が原産品である旨を明記した書面)を作成し、輸入者が輸入国税関に提出することにより、原産品であることを申告する制度。
- 日オーストラリアEPA、TPP11及び日EU・EPAで採用。TPP11、日EU・EPAは自己申告制度のみを採用しており、日オーストラリアEPAは第三者証明制度との併用である。
- 日本での輸入申告時には、原産品申告書のほか原産品申告明細書及び記載内容の確認ができる書類の提出が原則として必要となる(*)。

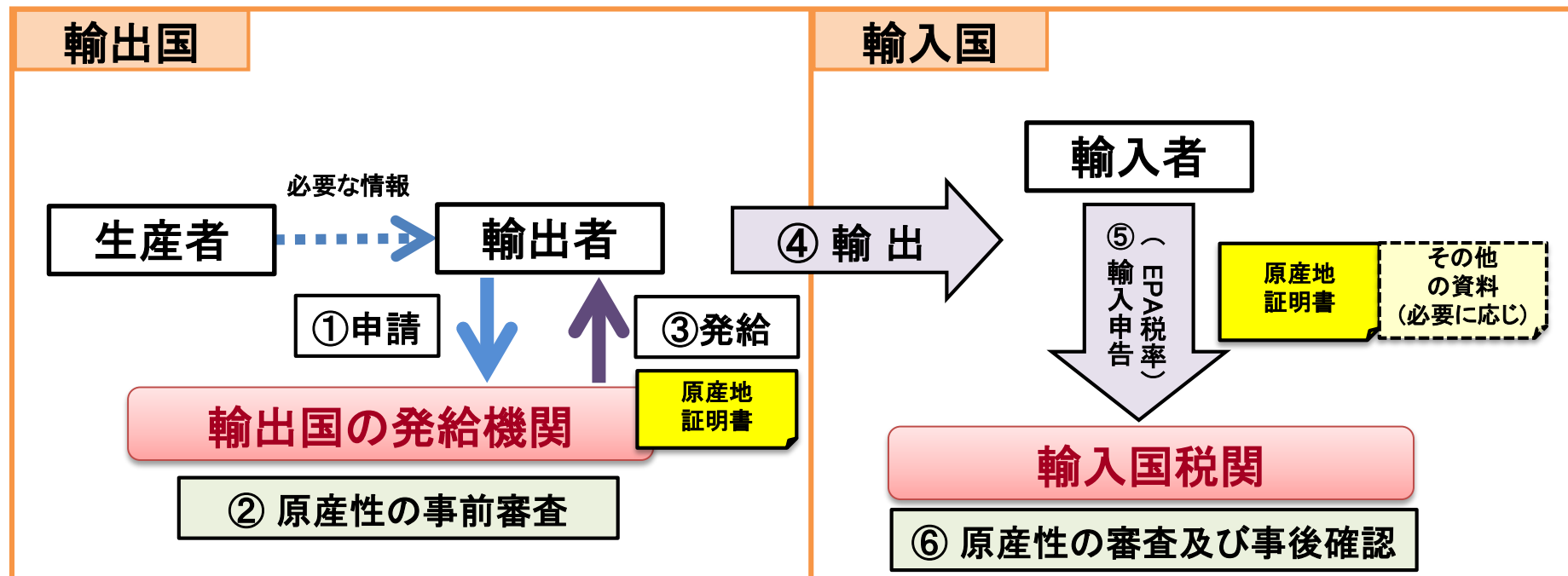


* 輸入申告時に提出すべき書類については、各締約国が国内法令で定めることとなっている。輸出相手国での輸入手続に必要な書類については当該相手国への確認が必要。

(1) 自己申告制度とは

【比較】第三者証明制度

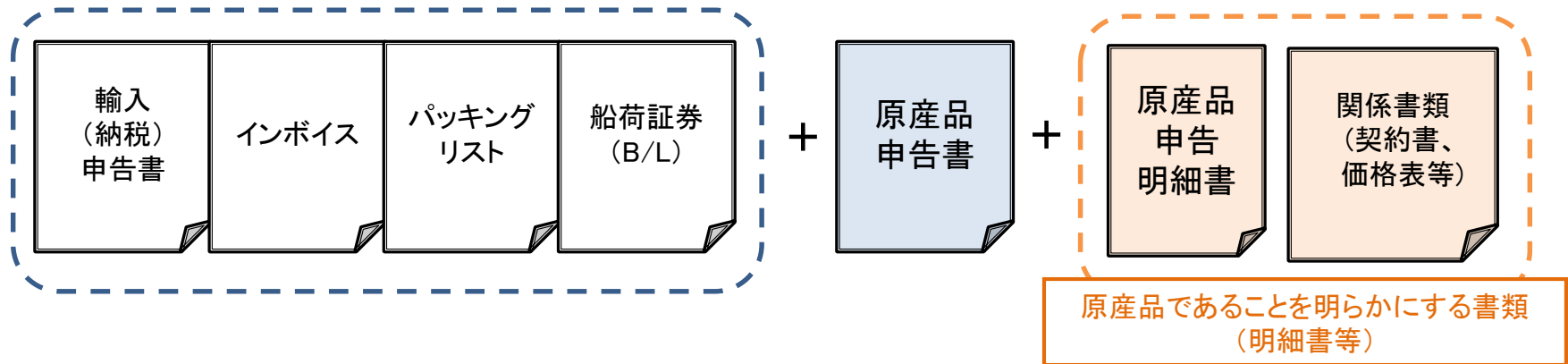
- 輸出者が輸出国の発給機関に申請して取得した原産地証明書を、輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。
- 輸出者と生産者が異なる場合などは、輸出者が生産者から原産地基準を満たすかの情報を得るなどして発給申請することになる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出する。
- TPP11(CPTPP)、日EU・EPAを除く各EPAで採用されている。



(2) 提出書類

自己申告制度の提出書類

- 通常の輸入申告書類に加え、原則として「原産品申告書」、原産品申告明細書及び関係書類等の「原産品であることを明らかにする書類(以下「明細書等」という。)」の提出が必要となる。
- NACCSを利用して電子的に提出することが可能(紙の原本の提出は不要)。
- 原産品申告書及び原産品申告明細書を作成する際は税関様式を使用することが可能。任意様式であるため、適宜の書類で申告する貨物が原産品であることを示すことも可能。
- イメージ



※ TPP11においては、附属書3-A 5を適用することを他の締約国に通報した国は、最長10年間、輸出者・生産者自己申告の代わりに、当該締約国の原産地証明書発給機関が発給又は政府が認定した輸出者が作成した原産地証明書を採用することとなる。ただしその場合も、日本への輸入時には原産品申告明細書等の提出が必要である(他のEPAにおける第三者証明制度等とは扱いが異なる)。2019年4月1日現在、ベトナムは、権限ある当局が発給する原産地証明書を採用することとされている。

(2) 提出書類

原産品申告書

日オーストラリア協定では「原産地証明文書」、TPP11では「原産地証明書」、日EU・EPAにおいては輸出者・生産者が作成する場合「原産地に関する申告」、輸入者が作成する場合「輸入者の知識」という名称で規定されている。

作成者

輸出者、生産者又は輸入者。輸入者による自己申告は通関業者の代理作成が可能。

提出

EPA税率を適用して輸入申告をする際、輸入者が税関に提出する。

様式

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告を除き、必要的記載事項を網羅した任意様式を使用可能。

日本への輸入の場合は税関様式が利用可能。

日EU・EPAにおける輸出者・生産者による自己申告については、仕入書その他の商業上の文書に、協定附属書3-Dに定められた申告文を用いて作成する。

有効期限

作成の日から1年間

対象となる輸入

1回限りの輸入に適用。

ただし、TPP11及び日EU・EPAにおいては、12箇月を超えない期間における同一の製品の2回以上の輸入に適用可。

提出省略

課税価格の総額が20万円以下の場合、提出省略が可能。

留意事項

- 原産品申告書の作成者は、輸入貨物について協定上の原産品であることに係る情報を保有していることが前提となり、税関の求めに応じ、その原産性を説明できることが必要になる。これは、原産品申告書等の提出を省略できる場合においても該当する。
- TPP11においては、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による原産品申告書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。

(2) 提出書類

【参考】原産品申告書協定別比較表（日本への輸入時）

	日オーストラリアEPA	TPP11	日EU・EPA	
			輸出者・生産者	輸入者
名 上 協 称 の 定	原産地証明文書	原産地証明書	原産地に関する申告	輸入者の知識
言 使 語 用	日本語又は英語	日本語又は英語	協定附属書3-Dに定められた24か国語の申告文のうちいずれかをを用い、仕入書その他の商業上の文書に作成	日本語
様 式	任意 税関様式C第5292号を利用可能	任意 税関様式C第5292号-3を利用可能		任意 税関様式C第5292号-4を利用可能
記 載 事 項	1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 2. 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報 3. 関税分類番号(6桁、HS2012) 4. 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) 5. その他の特記事項(第三国インボイス使用等) 6. 協定附属書3に定める産品が原産品である旨の記載及び日付、作成者の情報と共に印又は署名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 2. 生産者の氏名又は名称、住所(国名含む)、電話番号及び電子メールアドレス 3. 輸入者の氏名又は名称、住所(日本国内に限る)、電話番号及び電子メールアドレス 4. 品名、仕入書の番号 5. 関税分類番号(6桁、HS2012) 6. 適用する原産性の基準(WO,PE,PSR)、適用するその他の原産性の基準(DMI,ACU) 7. 包括的な期間(同一の産品が2回以上輸入される場合) 8. その他の特記事項 9. 日付、作成者の情報と共に印又は署名、及び協定附属書3-Bに定める誓約文	協定附属書3-Dに定められた申告文を用いる。 ≪定型文(日本語)≫ (期間_____から_____まで) この文書の対象となる産品の輸出者(輸出者参照番号_____)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地_____が特恵に係る原産地であることを申告する。 (用いられた原産性の基準_____)(*) (場所及び日付_____) (輸出者の氏名又は名称_____) * (A,B,C(Cの場合1,2,3)、D,E)	1. 輸出者の氏名又は名称及び住所(国名を含む) 2. 品名、仕入書の番号等、輸入申告に係る内容と原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項 3. 関税分類番号(6桁、HS2017) 4. 適用する原産性の基準(A,B,C(Cの場合1,2,3)、適用するその他の原産性の基準(D,E) 5. その他の特記事項(同一の産品が2回以上輸入される場合の期間等) 6. 日付、作成者の情報と共に印又は署名
作 成 の 根 拠	1. 産品が原産品であることを示す輸入者、輸出者又は生産者が有する情報 2. 輸入者が作成する場合は、産品が原産品である旨の輸出者又は生産者による誓約書に対する合理的信頼 3. 産品の生産者でない輸出者が作成する場合は、産品が原産品である旨の生産者による誓約書に対する合理的な信頼	1. 輸入者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸入者が有する書類 (b)産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼 2. 産品の生産者でない輸出者が作成する場合 (a)産品が原産品であることについての輸出者が有する情報 (b)産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼 3. 生産者が作成する場合 産品が原産品であることについての生産者が有する情報	産品が原産品であることを示す情報(産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。)	輸入者が有する、産品の原産性を判断するに足る情報

(2) 提出書類

原産品申告明細書

- 日本での輸入時に原産品申告書を提出する際は、「原産品申告明細書」等を提出し、申告する貨物が原産品であることを示す必要がある。
- 税関様式C第5293号を利用可。**任意様式**であり、適宜の書類で申告することも可能。
- 原則として、輸入者又は代理人である通関業者が作成する。
- 以下の場合には明細書等の提出を原則として**省略可能**。
 - ①文書による事前教示を取得している場合
 - ②一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、完全生産品であることが確認できる場合。
※輸入(納税)申告書の添付書類欄又は記事欄に「EPA WO」と記載してください。
 - ③課税価格の総額が20万円以下の場合
- 記載事項
 - 1. 仕入書の番号及び日付
 - 2. 原産品申告書における製品の番号
 - 3. 製品の関税分類番号(日オーストラリア、TPP11はHS2012年版、日EUはHS2017年版)
 - 4. 適用する原産性の基準
 - 5. 適用した原産性の基準を満たすことの説明
 - 6. 当該説明に係る証拠書類の保有者
 - 7. その他の特記事項
 - 8. 明細書の作成者の情報と当該者の印又は署名
- 記載事項5. の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」には、適用する原産地基準に応じ、契約書・価格表・総部品表・製造工程表等のような書類に基づき、原産性を満たしている事実を記載する。

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式C第5293号

原産品申告明細書

(日オーストラリア協定、☒ TPP11 協定、日EU 協定)

1. 仕入書の番号及び日付 ABC012345, 2018.12.20	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第0203.19号
4. 適用する原産性の基準 ☒ WO 又は A ☐ PE 又は B ☐ PSR 又は C (PSR 又は C の場合は以下もチェックすること) ☐ CTC 又は 1・ ☐ VA 又は 2・ ☐ SP 又は 3・ ☐ DMI 又は E・ ☐ ACU 又は D	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 通関関係書類から、本冷蔵豚肉は、カナダ所在の生産者であり輸出者であるカナダボーク株式会社からのカナダ仕出し貨物であること及びカナダ XX においてと殺・解体されたものであることが確認できる。また、別途当該輸出者に電子メールにて問い合わせた結果、本豚肉の豚は、カナダ XX 所在の輸出者の養豚場において生まれ、成育したものであることを確認した。 よって、本冷蔵豚肉は、TPP11 (CPTPP) 上の原産品 (完全生産品) である。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 ☐ 生産者、 ☐ 輸出者、 ☒ 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 税関商事株式会社 東京都港区海岸 2-7-68 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所)	印又は署名 印又は署名

作成 2018 年 12 月 30 日

※WO 又は A: 完全生産品、PE 又は B: 原産材料のみから生産される製品、PSR 又は C: 実質的変更基準を満たす製品、CTC 又は 1: 関税分類変更基準、VA 又は 2: 付加価値基準、SP 又は 3: 加工工程基準、DMI 又は E: 僅少の非原産材料又は許容限度、ACU 又は D: 累積

(欄格 A 4)

(2) 提出書類

関係書類

原産品申告明細書等に記載された説明内容を確認できる、以下のような関係書類を添付する。

○ 完全生産品の場合

産品が締約国において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

○ 原産材料のみから生産された産品の場合

すべての一次材料(※)が締約国の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

※一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

○ 実質的変更基準を満たす産品の場合

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産(一次)材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

➤ 原産品申告明細書に添付する書類の例

France wine corporation

Material List

Product : Red Wine

NO. : XXXXXX

	Material	Remarks
1	Grape	Variety of grape
		Merlot FRANCE 80%
		Cabernet sauvignon FRANCE 20%
2	Antioxidant	

注) 原産品であることを説明する本書類はあくまで例であり、本事例では、ぶどうがEU域内で収穫されたものであることを示す書類として材料表を取り上げております。

材料表以外の書類であっても、契約書、製造工程フロー図等、ぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類であれば構いません。

また、輸出者からぶどうがEU域内で収穫されたことが分かる書類が入手できない場合はその旨を明細書に記載ください。

(2) 提出書類

【お知らせ】 税関HP掲載資料

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明(資料)について

日EU・EPAを適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日EU・EPAに基づき特惠待遇を要求する輸入者は、同EPA第3.16条第3項の第2文目に規定されている通り、貨物が当該EPA及び法令の要件を満たすか否かに関する説明(資料)を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明(資料)については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

また、当該説明(資料)が提出できない場合、特惠適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明(資料)を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

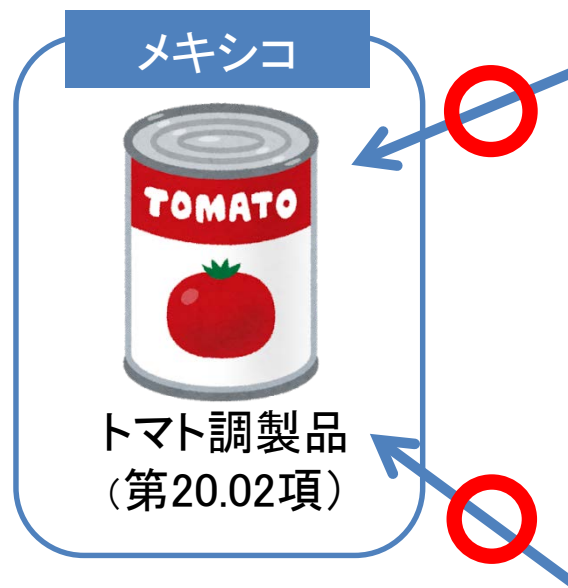
1. 輸入者による特惠待遇の要求が「原産地に関する申告(輸出者自己申告)」に基づく場合
 - ・輸入者は当該説明(資料)の提出にあたって税関様式C-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・この場合、輸出者は同EPA第3.17条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。
2. 輸入者による特惠待遇の要求が「輸入者の知識(輸入者自己申告)」に基づく場合
 - ・当該説明(資料)の提出に当たり、輸入者は税関様式C-5292-4(原産品申告書様式)及びC-5293(原産品申告明細書様式)を使用することが可能です。
 - ・輸入者自己申告は、輸入者が同EPA第3.18条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第3・21条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

(2) 提出書類

👉 以下のように証明負担を軽減することが可能。

(例)
メキシコで生産されるトマト調製品に、TPP11税率を適用したい。



この例のトマト調製品は、①②のどちらを適用しても、TPP11原産品と認められる。

→ 負担がより軽い方を選択して証明すればOK。

①原産材料のみから生産される産品

一又は二以上の締約国の領域において**原産材料のみから**完全に生産される産品 (TPP11第3・2条(b))

材料

メキシコ

トマト
(第7類)

カナダ

食塩
(第25類)

日本

クエン酸
(第29類)

全ての材料がTPP11原産品であることを示す情報が必要。

②実質的変更基準を満たす産品

第20.02項の産品への他の類の材料からの変更 (TPP11品目別規則 第20.02項)

材料

トマト
(第7類)

食塩
(第25類)

クエン酸
(第29類)

全ての材料が「類変更」を満たしていることを示すため、材料のHS番号の情報が必要。非原産材料であってもよいので、**原産材料であることを証明する必要はない。**

(3) 書類の保存

書類の保存義務<自己申告制度>

- ◆輸入者は、原産品に関する書類を輸入の許可の日の翌日から5年間保存する必要がある。
- ◆対象となる原産品に関する書類とは、原産品申告書のほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等となる。
- ◆輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象とならない。
- ◆保存書類のイメージ

原産品申告書

原産品申告明細書

契約書、仕入書、価格表、総部品表、
製造工程表、投入記録、出荷記録、
支払記録、帳簿 等

(その他、誓約書の保存が必要な場合あり)

○輸出者又は生産者の書類の保存義務

原産品申告書又は誓約書を作成した輸出者又は生産者は、原産品に関する書類を作成の日から国内法令に従い5年間(日EU・EPAについては4年間)、保存する必要がある。

→ 詳細は、原産地規則ポータル(税関HP)に掲載中の『「自己申告制度」利用の手引き』を御参照ください。

(4) 自己申告制度に関するFAQ

Q. 輸出者が作成した原産品申告書に基づいて申告しており、営業秘密を理由として、輸出者からは明細書等を作成し提出するための十分な情報が得られていない場合、どのような明細書等を作成し提出すべきか。

A. 原産品であることを確認した方法等について得られている情報の範囲内で原産品申告明細書を作成し、営業秘密を理由として十分な情報が得られていない旨を併せて原産品申告明細書に記載してください。また添付書類も得られている情報の範囲内で添付してください。

Q. 生産者又は輸出者が作成した誓約書に基づき、**輸入者**が原産品申告書を作成することは可能か。

A. 日豪及びTPP11については、原則として可能です。ただし、誓約書に対する作成者の合理的信頼（取引契約や継続的な取引関係の存在を前提とした信用）が必要となるほか、税関から輸出者又は生産者に対して情報提供要請を行った場合には原産品であることを示す情報を速やかに提出できることが前提となります（当該情報を提出しない場合には、EPA 税率の適用が否認される場合があります）ので、御留意ください。

なお、日EU・EPAについては、輸入申告時に輸入者が原産品であることの情報を有していることが必要であり、当該誓約書に基づき原産品申告書を作成することはできませんので、併せて御留意ください。

Q. 日EU・EPAにおいて、輸出者又は生産者が作成する原産地に関する申告文をインボイス等の商業上の書類とは別の一枚紙に作成することは可能か。

A. 日本への輸入に際しては、原産地に関する申告文を別紙に記載し、インボイス等の商業上の書類の別添とすることも認められます。但し、別添とする場合は、インボイス等の商業上の書類との関連が分かるようにしてください。

(4) 自己申告制度に関するFAQ

Q. 牛肉等の締約国で完全に得られる一次産品の場合であって、原産品申告書及び通常の輸入申告の際に提出されるインボイス等の通関関係書類によって締約国の原産品であることが確認できるときには、別途明細書等を提出する必要はないとのことだが、具体的にどのような通関関係書類があれば、明細書等の提出を省略できるか。

A. 輸入申告においては、一般的に、インボイス、パッキングリスト、船荷証券(BL)の通関関係書類が提出されますが、それらの書類において、輸入される産品について原産地に関する記載(“○○○○ Beef”、“Made in ○○○○”や“Product of ○○○○”)、当該産品に係る締約国所在の生産者に関する記載、当該産品の商標、仕出国等を総合的に勘案し、原産品申告書とともに、締約国産牛肉と判断できる場合には、明細書等の提出は省略できます。

また、これらの通関関係書類のほか、同様の形で原産性が判断できる、契約書、動物検疫用の衛生証明書、関税割当証明書等その他の通関関係書類を併せて提出することによって、原産性が判断できる場合にも明細書等の提出は省略できます。

なお、完全生産品と認められるための事実が通関関係書類のみからではすべて確認できず、一部その他の情報で確認しているような場合(例えば生産者からのメールや電話によって確認している場合)には、当該確認方法や内容を原産品申告明細書に記載し、通関関係書類とともに提出することもできます。

Q. 輸入申告後に自己申告制度を利用し、原産品申告書を用いてEPA税率の適用を求めることはできるか。

A. 輸入申告の際にEPA税率の適用を求めることが必要となることから、輸入申告後にEPA税率の適用を求めることはできません。なお、TPP11については、更正請求の特例という形で、輸入後の還付が認められる規定があります。

→ その他のFAQは、[原産地規則ポータル\(税関HP\)](#)に掲載中の『「自己申告制度」利用の手引き』を御参照ください。

目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

- (1) 条件① EPA税率が設定されていること
- (2) 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること
 - ・「原産品」の要件
 - ・救済的規定
- (3) 積送基準(変更の禁止)
- (4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

II. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける特惠要求手続

- (1) 自己申告制度とは
- (2) 提出書類
- (3) 書類の保存
- (4) 自己申告制度に関するFAQ

III. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

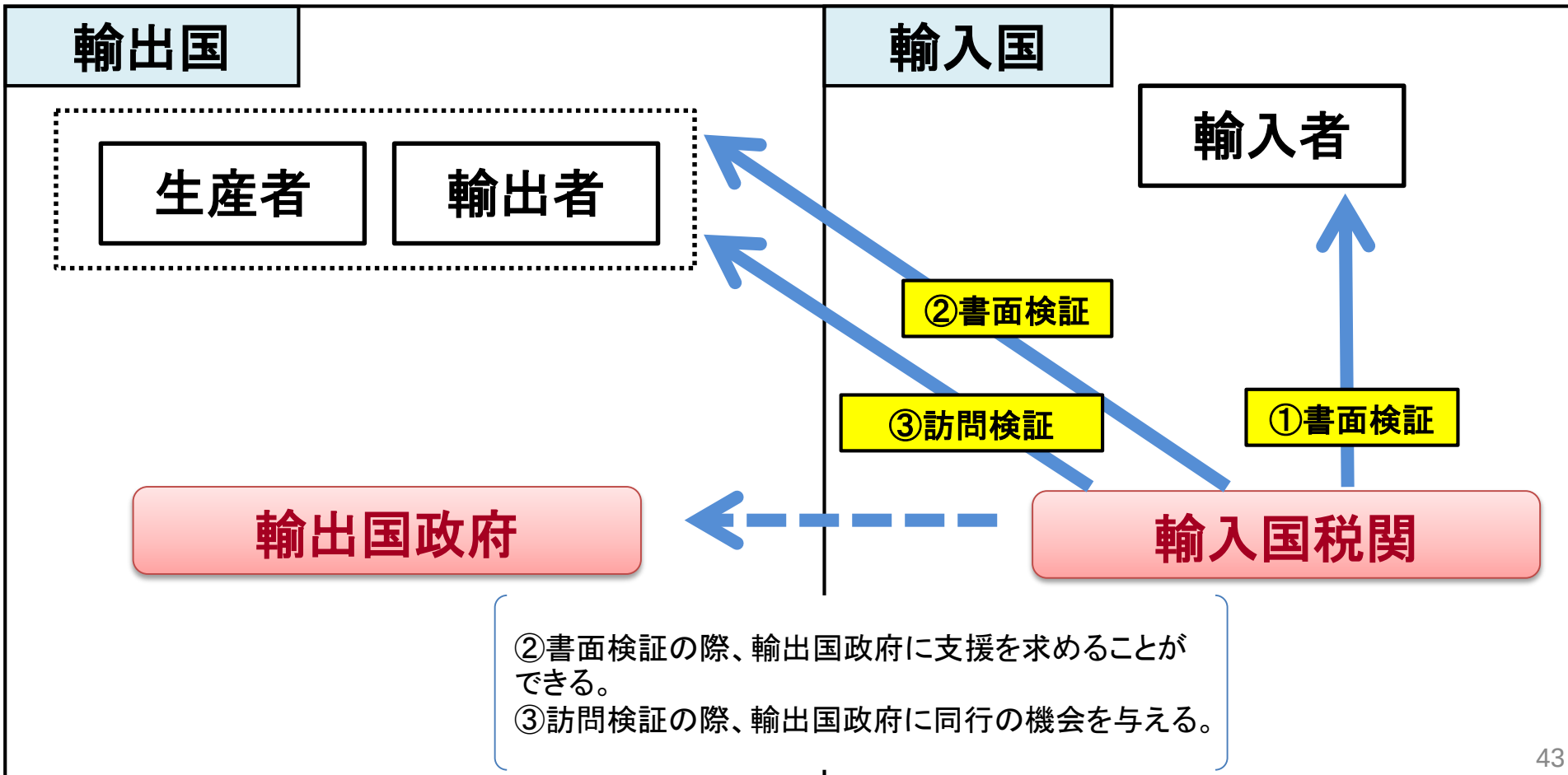
IV. 最後に

Ⅲ. TPP11(CPTPP) 及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

TPP11

輸入された商品の原産性に疑義がある場合、税関は、商品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証: 商品について、質問票等により情報を求めること)
 - ② 輸出者・生産者に対する書面検証
 - ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、商品の原産性を確認すること)
- (※) 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP11税率の適用を否認。



Ⅲ. TPP11(CPTPP) 及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

日EU・EPA ①

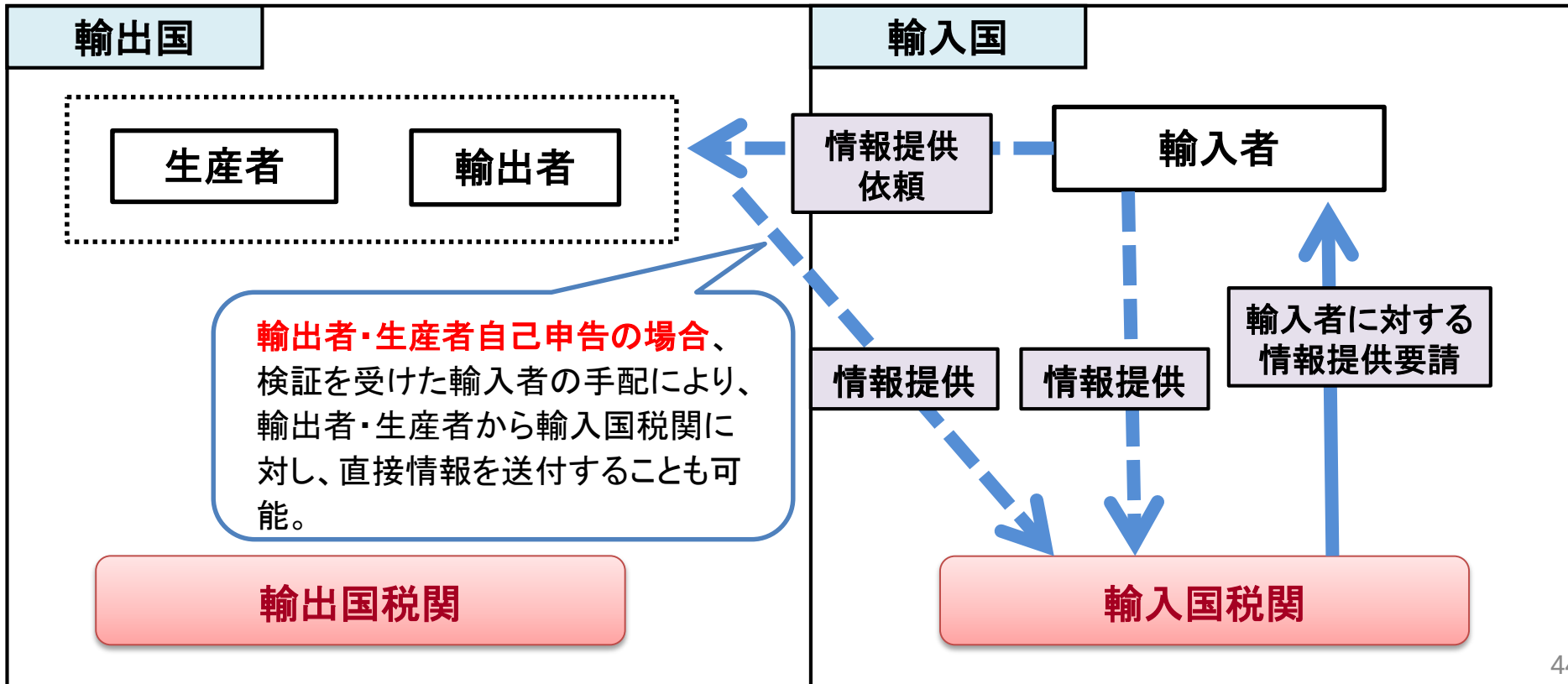
○ 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。

① 輸入者に対する検証

② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証

※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。

○ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は日EU・EPA税率の適用を否認



Ⅲ. TPP11(CPTPP) 及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

日EU・EPA ②

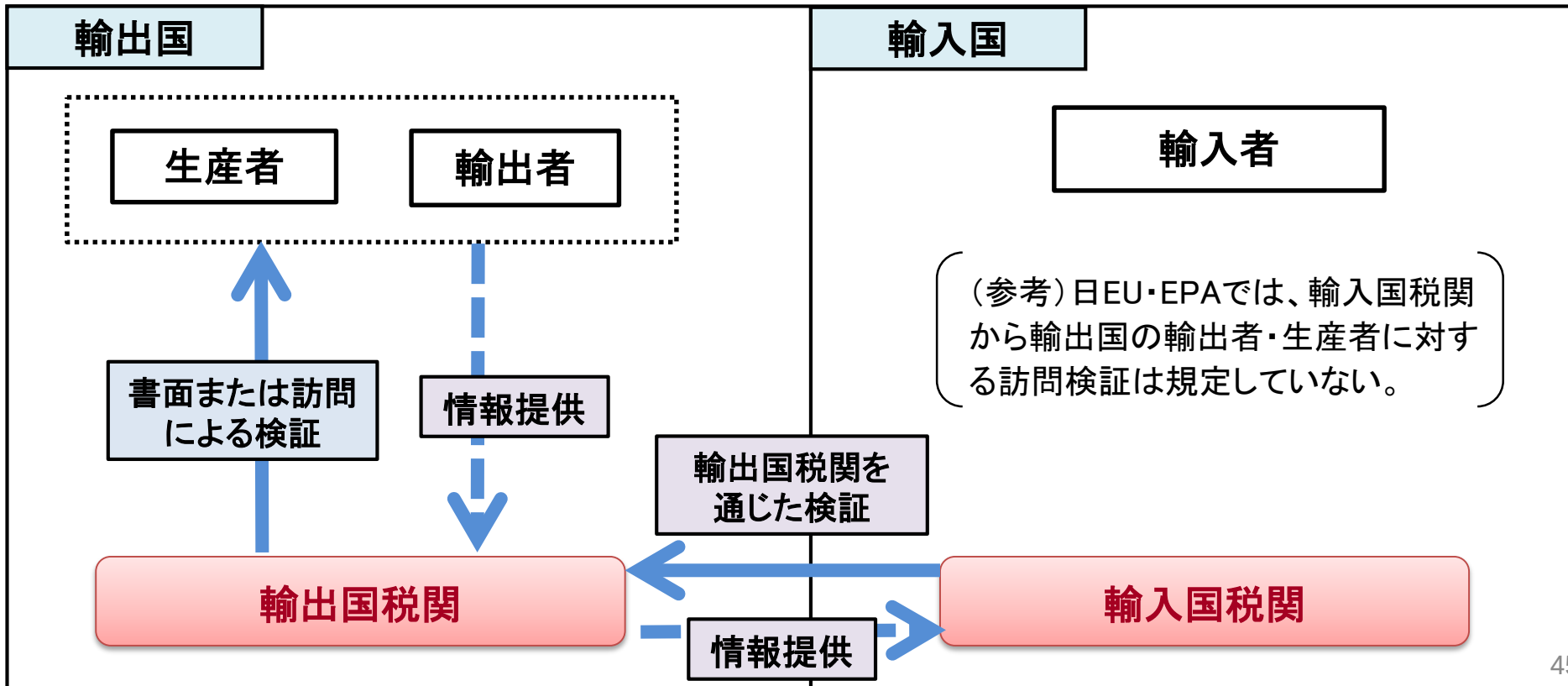
○ 輸入された製品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、製品についての情報を以下の方法により求めることができる。

① 輸入者に対する検証

② 輸出国税関を通じた輸出者・生産者に対する検証

※輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合のみ。

○ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は日EU・EPA税率の適用を否認



目次

I. EPA税率適用のための条件(各協定共通)

- (1) 条件① EPA税率が設定されていること
- (2) 条件② 貨物が「原産品」とであると認められること
 - ・「原産品」の要件
 - ・救済的規定
- (3) 積送基準(変更の禁止)
- (4) 条件③ 税関に対して必要な手続を行うこと

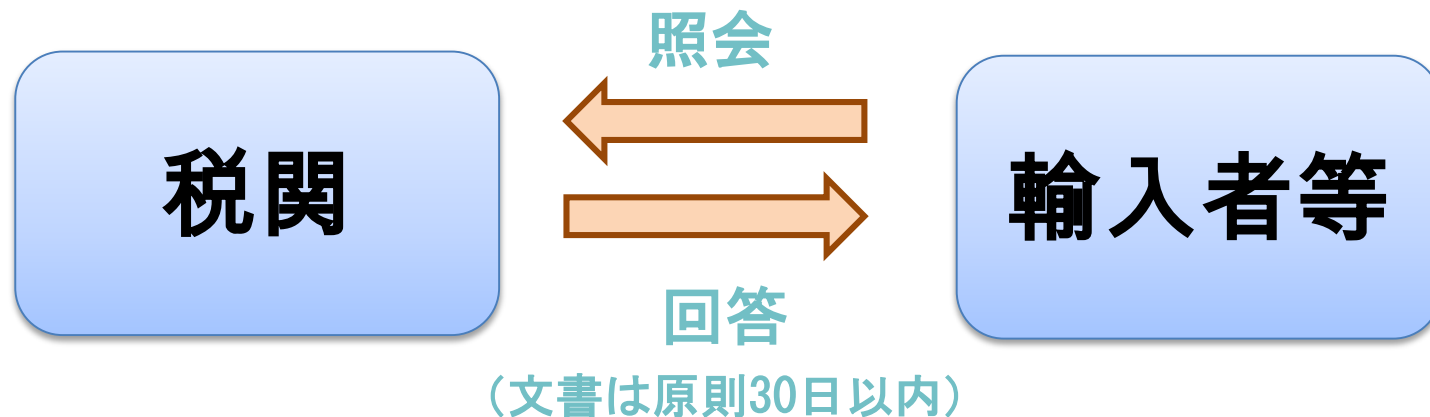
II. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける特惠要求手続

- (1) 自己申告制度とは
- (2) 提出書類
- (3) 書類の保存
- (4) 自己申告制度に関するFAQ

III. TPP11(CPTPP)及び日EU・EPAにおける確認手続(検証)

IV. 最後に

事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP11税率又は日EU・EPA税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の
場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

各税関原産地規則担当部門連絡先

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関業務部首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関清水税関支署原産地調査官	054-352-6114	nagoya-shimizu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関業務部首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関業務部首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

原産地規則・関連する税関手続について
ご質問等があればお気軽にお問い合わせください。

(参考)TPP11及び日EU・EPA等の輸出に関するお問い合わせ先

1. 輸出(及び輸入)の手続きやビジネス相談を含む実務の全般について

日本貿易振興機構(JETRO)

- 日本での問合せ先: JETRO・EPA活用のための相談窓口 <https://jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html>
- 海外での問合せ先: JETRO・EPAアドバイザー <https://jetro.go.jp/services/advisor/>

2. 輸出時の原産地申告の準備等の実務について

- 東京共同会計事務所 EPA相談デスク <https://epa-info.go.jp/>

3. 協定の鉱工業品の関税・原産地規則などの内容について

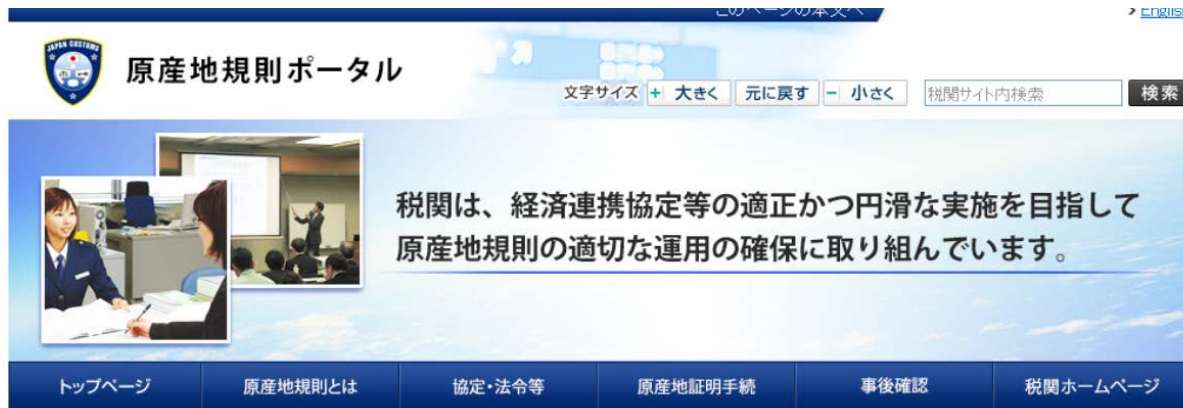
- 経済産業省 通商政策局 経済連携課 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/

原産地関連情報を、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載しています。

原産地規則ポータル

検索

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>



カスタム君

次はケーススタディです。